

医学物理士認定制度規程の一部改正について

2015年10月3日

一般財団法人医学物理士認定機構

当機構は医学物理士認定制度規程の一部改正を行い、2015年10月3日から施行します（詳細については、規程改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は2016年度医学物理士認定試験の試験科目の変更であり、既にホームページ等でお知らせした通りです。また、医学系研究科修了者に対する受験資格、認定資格についての条文を修正し、より明確にするための改正です。

医学物理士認定制度規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 第1条～第5条 (略) | 第1条～第5条 (略) |
| (試験) | (試験) |
| 第6条 試験は、医学物理士として必要な <u>解剖学、生理学、病理学、放射線診断学、核医学、放射線治療学、放射線生物学、放射線基礎物理学、放射線防護、放射線診断物理学、核医学物理学、放射線治療物理学、放射線計測学、情報科学、放射線関連法規および勧告</u> について行う。 | 第6条 試験は、医学物理士として必要な <u>基礎物理学、放射線物理学、統計学、保健物理学/放射線防護学、放射線診断物理学、核医学物理学、放射線治療物理学、放射線計測学、医療・画像情報学、放射線関連法規および勧告/医療倫理、基礎医学、放射線診断学、核医学、放射線腫瘍学、放射線生物学</u> について行う。 |
| 2～4 (略) | 2～4 (同左) |
| (受験資格) | (受験資格) |
| 第9条 (略) | 第9条 (略) |
| (4) 医学系研究科に設置された <u>医学物理教育コース</u> 修士以上の学位を有し（取得見込みを含む）、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者 | (4) 医学系研究科に設置された <u>医学物理</u> に関する課程の修士以上の学位を有し（取得見込みを含む）、細則に定める業績評価点5単位以上を有する者 |
| (5) 学歴によらず医学物理の発展に寄与したと | (5) 学歴によらず医学物理の発展に寄与したと |

| | |
|---|---|
| <p><u>特に認められ、かつ細則に定める業績評価</u> <u>点 10 単位以上を有する者</u></p> <p>(略)</p> <p>(新規認定)</p> <p>第 12 条</p> <p>(略)</p> <p>(2) 理工学系、放射線技術系修士以上の学位、 <u>または医学系研究科に設置された医学物理</u> <u>教育コース修士以上の学位を有し、次のい</u> <u>ずれかを満たす者</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この規程は <u>2014 年 4 月 26 日</u>から施行 する。</p> | <p><u>特に認められる者</u></p> <p>(略)</p> <p>(新規認定)</p> <p>第 12 条</p> <p>(略)</p> <p>(2) 理工学系、放射線技術系修士以上の学位、 <u>または医学系研究科に設置された医学物理</u> <u>に関する課程の修士以上の学位を有し、次</u> <u>のいずれかを満たす者</u></p> <p>(略)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第 1 条 この規程は <u>2015 年 10 月 3 日</u>から施行 する。</p> |
|---|---|